

受験資格(職種別資格)

考查職種	資 格
一般行政 警察事務	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 日本の国籍を有している者
獣 医 師	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 獣医師の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者 (3) 日本の国籍を有している者
薬 剤 師	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 薬剤師の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者 (3) 日本の国籍を有している者
保 健 師	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 保健師の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者
管 理 栄 養 士	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 管理栄養士の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者
保 育 士	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 保育士の登録を受けている者又は令和 9 年 4 月末日までに保育士の登録を受ける見込みの者
臨床検査 技 師	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 臨床検査技師の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者
看 護 師	(1) 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 看護師の免許を有する者又は令和 9 年春の国家試験により免許を取得見込みの者

※保健師、管理栄養士、保育士、臨床検査技師及び看護師の職種については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

※一般行政は、障害者区分・難病患者区分共通になります。